政策課題調査特別委員会　5月27日

総合保健センター（仮称）基本構想（案）について

新たな健康づくり支援拠点施設の基本構想を策定

総合保健センター（仮称）基本構想（案）について説明を受けました。

主な質疑は次のとおりです。

【問】休日夜間診療の医科・歯科を集約し、市民病院に近接して建設するメリット・デメリットは。

【答】メリットは、軽症患者を診療所に誘導し、市民病院の負担軽減、来院者の待ち時間削減等により、充実した医療体制が提供できること。デメリットは、多くの市民が軽症でも検査機器等の充実した市民病院を受診する可能性があること。

【問】旧町地区における保健事業の実施方針は。

【答】健康診断等は、今まで同様、旧町地区内で実施。育児相談は、児童館等を活用し、オンライン等を用いた事業も検討していく。

【問】災害時医療支援拠点としての想定は。

【答】避難所の機能を設ける予定はないが、三師会との合同の対策本部が開ける部屋を検討中。

総務委員会　6月21日

付託議案審査

第47号議案　市税条例等の一部改正

医療費控除の特例の延長などを実施

主な質疑は次のとおりです。

【問】特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期間が5年間延長された背景は。

【答】国は、高齢者人口の急激な増加や新型コロナウイルス感染症蔓延後の新たな日常等を見据え、医療資源を有効活用し、セルフメディケーションに誘引、行動変容を促す必要があると考え、延長している。

【問】住宅借入金等特別税額控除の特例について、3年度の対象者の見込みは。

【答】3年度は課税済みだが、7月1日現在で数字を出すため、集計中である。

【問】軽自動車税のグリーン化特例について、改正に至った背景は。

【答】これまでの税制優遇により自動車の燃費等は向上しているが、気候変動、環境・エネルギー制約への対応などが重要との観点から、改正が行われた。

福祉委員会　6月21日

付託議案審査

第49号議案　国民健康保険条例の一部改正

法施行令の改正に伴い、条例を開催

主な質疑は次のとおりです。

【問】給与所得者や公的年金等の受給者以外の方への影響は。

【答】自営業者、農業者等について、保険料の軽減割合が拡大する場合がある。

【問】自営業者等で軽減割合が上がる世帯数および金額と、軽減対象外から新たに軽減対象になる世帯数および金額の見込みは。

【答】前者は、約440世帯で軽減総額約870万円。後者は、約300世帯で約480万円。

【問】条例改正が行われない場合に影響する世帯数、加入全世帯に占める割合、金額の内訳は。

【答】7割から5割軽減が約340世帯で1.5%、約830万円。5割から2割軽減が約570世帯で2.5%、約2500万円。2割から軽減対象外が約360世帯で1.6%、約1210万円。

市民文教委員会

6月22日

所管事務調査
地区市民館営繕計画第2期の策定

地区市民館営繕計画第2期の策定について説明を受けました。
主な質疑は次のとおりです。

予算の平準化を図り、計画的に整備を実施

【問】東部小学校区、三蔵子、千両の3地区を対象とする理由は。

【答】施設の劣化度や利用者数の分析により、長寿命化、建て替えなどの取り組み方針を決定し、建て替えに分類された施設のうち、建設年度の古い順に対象とした。

【問】東部小学校区の新市民館の整備に当たって、新たに取得する用地の場所と規模は。

【答】地元と十分に協議し決めるものであるが、小学校近隣が望ましいと考える。3連区との協議でもそうした意見が多い。自動車利用を想定し、40～50台程度の駐車場が確保できる用地を取得する予定。

【問】解体工事費の見込みが第1期計画に比べ増額された理由は。

【答】平尾、古宿地区市民館の解体工事費の設計金額を基に算出したもので、平尾は建築材料にアスベストが含まれ、単価が高くなった。

陳　　情

陳情第３号	公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情
陳情第４号	正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情
陳情第５号	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情
陳情第６号	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
陳情第７号	障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情
陳情第８号	消費税率5％への引き下げを求める意見書の提出を求める陳情
陳情第９号	「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間化過密労働解消のための施策を求める陳情 陳情者　春の自治体キャラバン実行委員会　代表　知崎　広二
陳情第10号	ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情 陳情者　榊原　　平

結果　**陳情第3号から陳情第10号は、各派交渉会において、「聞きおく」と決定。**

※　国や県に対して意見書の提出を求める陳情などは、申し合わせにより「聞きおく」とし、全議員にその写しを配付します。「聞きおく」とされた陳情のうち、各会派が陳情内容により意見書や決議の発議が必要と判断した場合、定例会の中日の前日までに案を添えて議長に申し出ることになっています。今期定例会において、申し出はありませんでした。